

悪意（Bad-faith）の商標出願に関する 調査研究報告書

平成 3 0 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

された事件は、合計で 715 件である（そのうちの 37%に悪意が認められた。）。その内訳は次のとおり。

- －165 件が EUIPO の審判部に審判請求された（そのうちの 36%に悪意が認められた。）。
- －このうちの 28 件が一般裁判所（EU）に審判請求された（そのうちの 33%に悪意が認められた。）。
- －さらにこのうち、悪意に関する 3 件が、欧州連合司法裁判所（CJEU）に訴訟提起された（全ての事件に悪意が認められた。）。

（b）韓国

2017 年 3 月に韓国特許庁が発表した、韓国における悪意の商標出願現況と関連する内容は下記のとおりである。特に 2016 年の悪意の商標の新規出願は計 247 件で、2014 年の計 6,293 件と比較して激減し（96.1%の減少）、2015 年（計 348 件）を境にその数が大幅に減少している³⁵。

韓国における悪意の商標出願及び登録推移

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
出願件数	2,087	3,523	7,264	6,293	348	247
登録件数	237	208	200	140	76	24

（c）中国

中国において商標関連の行政訴訟の第一審に対して専属的管轄権を有する北京知的財産法院は、悪意の商標出願を含む事件の審理を行った。北京知的財産法院が 2016 年に決定を下した商標行政事件のデータによると、悪意の商標出願に関わるものが 284 件存在し、これは全体の 7.1%を占める。裁判所は、これらの 284 件のうちの 129 件につき、悪意で出願されたと認め、悪意の商標出願に関わると認められた事件全体の 45.4%について司法上の救済によりこれらの出願が拒絶又は無効とされた。

上記以外の国及び地域からは、悪意の商標出願に関する統計情報は見当たらないとの回答があった。

³⁵ 韓国特許庁の報道資料（2017 年 3 月 31 日）

願料の納付を受けて出願が確定する。1 月以内に出願料が特許庁に納付されない場合、その特許庁は瑕疵に関する書簡を発行し、仮出願日は失効する（納付者が（a）納付期間内に金融機関に対し納付額を振り込むよう正式に指示しかつ（b）納付すべき金額の 10%の追徴金（最高 200 ユーロまで）を納付したことが証明される場合を除く。）。

（c）欧州(2)

B 氏が所有する企業により、悪意の出願と思われる一連の出願が（欧州を含めた）世界中で行われている事案が存在する。

現在のところ、欧州連合知的財産庁内での B 氏に対する異議申立てや訴訟の提起は公表されていないが、これは商標に関する英字新聞の記事で取り上げられている^{37,38}。

最近では、偽の TM View 調査ツール³⁹の背後にも B 氏の存在があるとする意見も出ている。

（d）英国(2)

B 氏及び同氏が経営する各企業により、悪意の出願と思われる一連の出願が（英国を含めた）世界中で行われている事案が存在する。

現在のところ、英国内での B 氏に対する異議申立てや訴訟の提起は公表されていないが、これは商標に関する英字新聞の記事において取り上げられている。

（e）中国(1)

中国では、他人の商標の先取りとなるような商標登録出願が大量に行われている事案が存在する。

³⁷ LINCÉ, Time. World Trademark Review, As mysterious Gleissner trademark portfolio grows, insider denies “far-fetched” claim of link to domain acquisitions, April 26, 2017, <http://www.worldtrademarkreview.com/Blog/detail.aspx?g=1fd20681-a4ca-4f02-8a7e-8acc63c80e3c> [最終アクセス日：2018 年 2 月 6 日]

³⁸ LINCÉ, Tim. Mystery over entertainment tycoon’s web of trademarks, domains and company names, World Trademark Review, April 23, 2016, <http://www.worldtrademarkreview.com/Blog/detail.aspx?g=7162f528-1cf7-4c5b-aac5-b82a54edef84> [最終アクセス日：2018 年 2 月 6 日]

³⁹ 偽の TM View 調査ツールとは、商標検索ツールである TM View (EUIPO が管理) にデザインが酷似したウェブサイトで、商標を入力すると本物の TM View に遷移し検索が可能であるが、入力された商標情報が当該ウェブサイトの運営者により取得されていると疑われているものである。

近年、商標法、実施条例及び司法解釈に誠実信用原則などを追加し、併せて条文の修正を行っており、今年も、商標審査審判基準の修正を通じて、関連法令の具体の適用もより明確に規定された。

2017年9月に開催した中国の商標国際ブランドフェスティバルにおいて、商標局は、悪意の出願に対して、主に4項の対策を講じていると発表した。

- ・異議、出願審査手続の段階において、早期審査、併合集中審査、厳格な審査など
- ・重点保護商標の名簿の確定及び相応の保護措置の確定
- ・悪意の出願に対して特別な制限活動を行うこと。
- ・悪意の出願者に対してブラックリストに入れるシステムの検討、データベースを構築すること。

また、北京知的財産法院が記者会見で以下の措置を採用することも発表した。

- ・裁判基準を厳格に適用すること。
- ・判決書において、悪意の登録代理機構及び代理人を記載し、模範判決の公開を通じて、発表すること。
- ・代理機構が商標法の第19条に違反有無の立証責任に対する審理も強化すること。必要な場合に、代理人を召喚すること。
- ・他の政府機関と提携すること。

(f) 中国(2)

他人の商標の先取りとなり得る商標登録出願が大量に行われている事案は存在する。中国では、当該事案は然るべく制限されている。

そのような悪意の出願に対して行動を起こす前には、商標登録出願全体について、当該出願人が行った商標登録出願件数の合計、先行商標と悪意の商標登録出願との類似性の程度、出願人の悪意等を含め、包括的に評価する。この包括的な評価に基づき、当該商標出願は、一般公衆の享受する公権又は公益を損なうもの、又は特定の権利所有者や利害関係者の享受する私権又は私益を損なうものに分類される。

悪意の出願への対策には、次のものがある。

- ・先取りとなるような商標登録により公権又は公益を損なう可能性があり、それが商標登録制度の秩序を乱し、公益を損ない、公的資源を不当に占有する場合

上記の場合、中国国家工商行政管理総局商標局は、該当する登録商標の無効を宣言することができる。さらに、何人であれ、公権又は公益を根拠として、この商標登録が「他の不適切な手段」により取得された旨の申立てにより、中国商標評審委員会に異議又は無効

の申立てを行うことができる。なお、このような悪意の出願は一つの紛争の範囲内で拒絶したり、無効としたりすることができず、それぞれの悪意の商標に対して、異議申立て又は無効の請求を行う必要がある。

・先取りとなるような商標登録により、私権又は私益を損なう可能性がある場合

上記の場合、中国国家工商行政管理総局商標局は、そのような商標出願には対処していない。こうした商標登録出願に対処するかどうかは、権利者の判断に委ねられる。優先権所有者又は利害関係者は、私権又は私益を根拠として異議申立て又は無効を請求することができる。なお、このような悪意の出願は一つの事案の範囲内では拒絶したり、無効としたりすることができず、それぞれの悪意の商標に対して、異議申立て又は無効の請求を行う必要がある。

(g) 韓国(1)

2014年の韓国特許庁の発表によれば、2012年から2014年までのあいだに悪意の商標出願と疑われる35名により出願された商標は計1万9,130件にのぼる(1人あたり平均546件)と発表した。

これら悪意の商標出願により、芸能人の出演するTV番組や小規模事業者などの善良な商標使用者の被害が急増した⁴⁰。

このため韓国特許庁では、①商標の使用意思について合理的疑問がある場合は、使用計画書の提出を求める使用意思確認制度(2012年3月)、②指定商品を過多に指定した場合は、出願手数料を追加する出願手数料加算制(2012年4月)及び③共同経営者、投資家、委託研究事業者などの企業における利害関係人が無断で出願し、登録を受けた商標の使用制限規定(2014年6月)等を導入し、商標の使用意思がない無分別な商標先占目的の商標出願を防止できるようにした。そして悪意の商標出願人が未登録商号を先に商標登録して小規模商人に合意金を要求する等の行為を防止するために、商標出願前に、①先使用権を拡大(2013年10月)することによって、先に使用していた企業の名称や商号に対して商標権の効力が及ばないようにし、②不使用商標に対する商標登録の取消審判を何人も請求することができるよう、請求人の範囲を拡大(2016年9月)する等の商標法の改正を行った⁴¹。

また、韓国特許庁では、2013年12月から悪意の商標出願被害申告サイト(<http://www.kipo.go.kr>)を運営して相談を受け付けており(申告件数:2014年70件、2015年45件、2016年20件)、疑わしい出願人を選定し、情報共有を通してこれらの出願

⁴⁰ 「韓国経済新聞」『商標ブローカー35名が2万件先占』、2014年11月19日

⁴¹ 韓国特許庁報道資料(2017年3月31日)

ことができる。周知商標を登録するための正式な手続の導入により、少なくとも特許意匠商標総局により管理される周知商標のリストに掲載された周知商標については、類似商標の審査基準の運用が徹底されることを望む。

裁判所については、そのような悪意の行使を断固として中断させ、被侵害者の利益を保護する決意が固い。裁判所の場合にも専用の仕組みはないものの、訴訟を進める過程でそうしている。

上記以外の国及び地域からは、他人の商標の先取りとなるような商標登録出願が大量に行われている事例は見当たらないとの回答があった。

③ 悪意の商標出願に関する法制度及び運用

(a) 悪意の商標出願に関する諸外国の法制度及び運用を表に比較・要約する。

悪意の判断時期について、諸外国は出願時が基準となっている。我が国においては、原則として査定時であるが、周知著名な商標と類似する場合には出願時及び査定時を判断時期としている。

【図表4-1】 比較表（悪意の商標出願に関する定義や悪意であるとの主張に関する規定）

	日本	米国	欧州	中国	韓国
法律、規則、審査基準、審査実務についての関連規定や審査、審決、判決等の法制度					
1. 「悪意の商標出願」に関する定義	定義なし	定義なし	定義なし	定義なし	定義なし
2. 悪意に関する主張を行うことができる最先の機会	審査（職権）	審査（職権） 異議申立て	登録後の無効又は取消請求	異議申立て	審査（職権）
3. 悪意に関する主張を行うことができる他の機会	異議申立て、審判 国内侵害訴訟における反訴	登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴	侵害訴訟に対する反訴	登録後の無効又は取消請求	異議申立て 登録後の無効 その他（情報提供）
4. 悪意に関する主張ができる時期的な制限	期限なし	その他（5年間だが、詐欺、関係の虚偽の示唆（「虚偽の連想」、出所の不実表示、又は商標が生存中の個人の氏名、肖像若しくは署名から構成されることに基づいて悪意が主張された場合には時期的な制限は存在しない。）	期限なし	5年。ただし、中国の著名商標の所有者に対しては期限なし。	期限なし 登録後の無効審判請求に対して除斥期間がない
5. 悪意があるかどうかの判断基準となる時期	出願時（査定時も求められる場合がある）	その他（出願時、又は標章の採用時）	出願時	出願時	出願時
6. 悪意の出願人の主観的要素（意図及び心理状態）と悪意の評価の関係	関係する	関係する	関係する	関係する	関係する
7. 悪意に対する立証責任に関する規則	存在する	存在する	存在する	存在する	存在しない
8. 立証責任を負う者	異議申立人 原告	異議申立人 取消請求人 原告	取消請求人（判例法により判断されたこと）の原告	異議申立人 原告	悪意に対する立証責任についての規定は存在しないが、無効審判請求人、異議申立人にあるものと解釈される。
9. 悪意の存否の推定	悪意は、状況証拠により推定されることがある。	異議申立人又は取消請求人、原告が悪意を証明しない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。 悪意は、状況証拠により推定されることがある。悪意は、混同のおそれの分析における1つの要素とみなされ得る。	取消請求人又は原告が悪意を証明しない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。	悪意は、状況証拠により推定されることがある。	悪意は、状況証拠により推定されることがある。
10. 悪意を証明する際に考慮すべき要素の一覧（「チェックリスト」）	存在しない	存在しない	存在しない	存在しない	存在しない

	英国	ドイツ	フランス	オーストラ リア	台湾	インド
法律、規則、審査基準、審査実務についての関連規定や審査、審決、判決等の法制度						
1. 「悪意の商標出願」に関する定義	定義なし	定義なし	定義なし	定義なし。採用されているテストあり。	定義あり	定義なし
2. 悪意に関する主張を行うことができる最先の機会	審査（職権）	審査（職権）	登録後の無効又は取消請求	異議申立て	審査（職権）	審査（職権）
3. 悪意に関する主張を行うことができる他の機会	異議申立て 登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴	登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴	侵害訴訟に対する反訴	登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴	異議申立て 登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴	登録後の無効又は取消請求 侵害訴訟に対する反訴 その他（詐称通用（パッシングオフ）の手続）
4. 悪意に関する主張ができる時期的な制限	期限なし ただし、商標が権限のない代理人又は代表者により出願された場合、それを知った時から3年以内	期限なし ただし、職権により手続きを開始する場合は登録日から2年以内	期限なし	期限なし	期限あり	期限なし
5. 悪意があるかどうかの判断基準となる時期	出願時	出願時	出願時	出願時	出願時	審査官による最終査定時
6. 悪意の出願人の主観的要素（意図及び心理状態）と悪意の評価の関係	関係する	関係する	関係する	関係する	関係する	関係しない
7. 悪意に対する立証責任に関する規則	存在する	存在しない	存在する	存在する	存在しない	存在する
8. 立証責任を負う者	取消請求人	立証責任は、審査中には特許商標庁が、取消手続では出願人側	取消請求人、侵害手続又は所有権を主張する訴訟における原告	悪意を主張する当事者（異議を申し立てる又は取り消しを求める者、原告）	悪意に対する立証責任は、出願が悪意によるものである旨を主張する当事者	取消請求人 商標権者
9. 悪意の存否の推定	取消請求人又は原告が悪意を証明しない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。	悪意は、他に説明がない場合にのみ推測される	取消請求人又は原告が商標権者の悪意を証明しない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。	悪意を主張する当事者が出願時の悪意を立証できない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。	悪意は、状況証拠により推定されることがある。	悪意は、状況証拠により推定されることがある。
10. 悪意を証明する際に考慮すべき要素の一覧（「チェックリスト」）	存在しない	存在しない	存在しない	存在しない	存在しない	存在しない

	カナダ	シンガポール	ブラジル	インドネシア	ロシア
法律、規則、審査基準、審査実務についての関連規定や審査、審決、判決等の法制度					
1. 「悪意の商標出願」に関する定義	定義なし	定義なし	定義なし	定義なし	定義なし
2. 悪意に関する主張を行うことができる最先の機会	異議申立て	異議申立て	異議申立て	審査（職権）	登録後の無効又は取消請求
3. 悪意に関する主張を行うことができる他の機会	登録後の無効又は取消請求	登録後の無効又は取消請求	登録後の無効又は取消請求	異議申立て 登録後の無効又は取消請求	
4. 悪意に関する主張ができる時期的な制限					
5. 悪意があるかどうかの判断基準となる時期	出願時	出願時	出願時	出願時	出願時
6. 悪意の出願人の主観的要素（意図及び心理状態）と悪意の評価の関係	関係する	関係する	関係する	関係する	関係する
7. 悪意に対する立証責任に関する規則	存在する	存在する	存在する	存在する	
8. 立証責任を負う者	取消請求人	取消請求人	取消請求人	取消請求人	
9. 悪意の存否の推定	悪意は、状況証拠により推定されることがある。	悪意を主張する当事者が出願時の悪意を立証できない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。	悪意を主張する当事者が出願時の悪意を立証できない限り、悪意でないこと（Good-faith）が推定される。		悪意は、状況証拠により推定されることがある。
10. 悪意を証明する際に考慮すべき要素の一覧（「チェックリスト」）					

④ 五つの観点に基づく法制度及び運用の調査

「使用意思」、「不正な意図」、「周知／著名商標の保護」、「代理人の不正な出願」及び「他の権利との関係」の五つの観点から、法制度及び運用について調査を行った。下記においては、それぞれの観点に関する条文番号を中心に記載する。各条文が適用される趣旨や内容等について、資料5「海外質問票調査結果の詳細」を参照されたい。

【図表4-2】 比較表（悪意の商標出願に関する条文）

	米国	欧州（欧州連合(EU)商標に関する理事会規則2017年6月14日 No. 2017/1001, 以下「EU理事会規則」)	中国	韓国	英国
1. 「使用意思」の観点から	ランハム法第1条(b)、第44条、第66条(a)	EU理事会規則第8条(1)、(2)、(5)、第59条(1)(b)、第60条	商標法第49条第2項	商標法第3条第1項第54条第3号第117条第1項第1号	商標法第3条(6)、第32条(3)、第3条(6)と併用した第47条(1)及び第47条(4)
2. 「不正な意図」の観点から	裁判例（In re E. I. DuPont DeNemours & Co., 476 F.2d 1357 (CCPA 1973); Polaroid Corp. v. Polarad Elecs. Corp., 287 F.2d 492 (2d Cir. 1961)）	EU理事会規則第59条(1)(b)	商標法第32条（後半）	商標法第34条第1項第13号、同項第20号、同項第21号	商標法第3条(6)、第5条(3)、第3条(6)と併用した第47条(1)及び第47条(4)
3. 「周知・著名商標を保護する」観点から	ランハム法第2条(a)及び第43条(a)第2条(d)第43条(a)第14条(3)	EU理事会規則第8条(1)、(2)、(5)、第59条(1)(b)、第60条	商標法第13条、第14条	商標法第34条第1項第9号、同項第11号、同項第12号	商標法第5条(3)、第6条(1)(c)、第56条、第5条及び第56条と併用した第47条(2)
4. 代理人の不正な出願（パリ条約第6条の7）	ランハム法第1条(a)(1)から第1条(a)(3)、第1条(b)、第44条、連邦行政命令集(CFR)第37編第11.18条	EU理事会規則第8条(3)、第21条、第60条	商標法第15条	商標法第34条第1項第21号	商標法第60条(2)、第60条(3)(a)、第60条(3)(b)
5. 他の権利との関係から	ランハム法第2条(a)	EU理事会規則第60条(2)		商標法第92条第1項	商標法第5条(1)、第5条(2)、第5条(4)(a)、第5条(4)(b)、第5条(4)と併用した第47条(2)(b)
6. その他の観点から			商標法第44条	商標法第92条第2項	

	ドイツ	フランス	オーストラリア	台湾	インド
1. 「使用意思」の観点から	商標法 第8条第2項第10号	フランスの法制度のもとで商標を出願する際は、商標出願の「使用意思」を証明する必要はない。しかしながら、商標出願の「使用意思」が所有者にない場合、この要素が他の要素と組み合わさって悪意を構成する場合もある。	商標法 第27条(1)、 第59条及び第92条 (4) (a)		商標法 第18条(1)、 第57条(1)及び(2)
2. 「不正な意図」の観点から	商標法 第8条第2項第10号	知的財産法 第L. 712条6	商標法 第62A条	商標法 第30条第1項第12号	商標法 第11条(3) (a)、 第11条(10) (ii)、 第50条(c) (i)
3. 「周知・著名商標を保護する」観点から	商標法 第9条第1項第3号、 第10条、 第51条第1項及び第2項	知的財産法 第L. 714条4 第L. 712条6	商標法 第60条	商標法 第30条第1項第11号	商標法 第11条(2)、 第11条(10)
4. 代理人の不正な出願（パリ条約第6条の7）	商標法 第11条、 第17条、 第42条第2項、 第51条第1項		商標法 第62A条	商標法 第30条第1号第12号	
5. 他の権利との関係から	不正競争防止法 第3条、 第4条第10号	知的財産法： 第L. 711条4、 第L. 712条6、 第L. 714条3、 第L. 714条4		商標法 第30条第1号第12号	商標法 第11条(3) (a) 及び(b)
6. その他の観点から				商標法 第30条第1項第13号 同項第14号 同項第15号	

び

- (ii) 不鮮明化による希釈化又は質の低下による希釈化の防止を求めていること、又は
- (B) 標章若しくはラベルに係る識別性若しくは名声又は宣伝形態に対する実際の又は生じる虞のある損害又は被害についての要求を主張していること
- (7) 除外条項--本項の如何なる規定も、合衆国特許法の適用可能性を阻害、変更又は破棄するものと解釈してはならない。

■欧州

欧州連合(EU)商標に関する理事会規則

2017年6月14日No. 2017/1001

2017年10月1日施行

第8条 相対的拒絶理由

- (3) 商標所有者による異議申立てがあった場合において、商標所有者の代理人又は代表者が所有者の承諾を得ないで、その商標について同人の名義による登録の出願をしているときは、その商標を登録しない。ただし、その代理人又は代表者がその行為を正当化するときは、この限りでない。

第3節 無効の理由

第59条 無効の絶対的理由

- (1) EU商標は、欧州連合知的財産庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、次の場合は、無効を宣言される。
- (b) 出願人が**悪意**をもって商標の出願をしていた場合

欧州連合(EU)の商標ハーモ指令(正式名称「商標に関する加盟国の法律を接近させるための2015年12月16日付け欧州議会及び欧州理事会の指令(EU)2015/2436」)

第4条

拒絶又は無効の絶対的理由

- (2) 商標は、商標登録の出願が出願人によって**悪意**でなされた場合は、無効宣言される。加盟国はまた当該商標が登録されるべきでないとして規定することができる。)。

第5条

拒絶又は無効の相対的理由

- (4) 如何なる加盟国も次の場合に限り商標は登録されない旨又は登録された場合でも無効宣言される旨を規定することができる。
- (c) 商標について、外国で保護されている先の商標と混同の虞があるとき。ただし、出願日において出願人が**悪意**で行動していた場合に限る。

■中国

商標法

2013年8月30日改正

2014年5月1日施行

第一章 総則

第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。

第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

- (八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。

第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

第三章 商標登録の審査及び認可

第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

第五章 登録商標の無効宣告

第四十四条 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。**悪意**のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

悪意 (Bad-faith) の商標出願に関する調査研究報告書

平成 30 年 3 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp